

第3章

基本理念と行動指針

第3章 基本理念と行動指針

基本理念と行動指針については、平成20年に策定した宇治市景観計画の内容を引き続き継承します。

3-1. 基本理念と行動指針

宇治市において脈々と伝えられてきた歴史性や固有の風土を大切にし、住んでよかったと思えるまちづくりをめざして、私たち市民一人ひとりがより良い景観の形成に取り組んでいくための「基本理念」を次のように提唱します。なお、宇治は『源氏物語』最後の十帖（宇治十帖）の舞台となっており、また古代から歌にうたわれた景観を今日に伝えているところから、和歌調で言い表すことにします。

基本理念

悠久の歴史と自然を今に活かし
ふるさと宇治を誇り伝えん

その基本理念を私たちが具体化していくための行動指針として、次の4つを心にとめていきましょう。

行動指針

- ① 住民主体の景観づくり
- ② シンボル景観（景観重点地区）の保全と継承
- ③ ふるさと宇治の景観の保全と創造
- ④ 快適でうるおいのある景観づくり

3-2. 景観形成の実現に向けて

宇治市は「宇治市景観計画」を活用しながら、住民主体の景観づくりへの支援や、良好な景観形成を進めるための取り組みを行うとともに、市民への啓発も努めていきます。

3-2-1. 住民主体の景観づくり

魅力ある景観づくりのためには、住民や事業者、行政が景観に対する関心や意識を高め、ふるさと宇治の景観を守り育てる活動へ積極的に参加することが重要です。

a) みんなで考える場をつくれます

住民による景観づくりを進めていくためには、まず景観について話し合い、考える機会を設ける必要があります。宇治市はその機会をつくり、住民の景観への関心や意識を高める取り組みを行います。

b) 住民主体の活動を支援します

宇治市は住民による景観づくりを進めるための情報提供や組織づくりを支援します。また、すでにまちづくり等に取り組んでいる組織とも連携し、良好な景観づくりに協働で取り組みます。

c) 「景観法」の活用を支援します

宇治市は、より多くの住民に景観計画の提案制度や景観協定等を活用してもらうために、制度内容の広報やアドバイザーによる助言等の支援を行います。

3-2-2. 行政による景観形成

a) 公共事業における景観形成

公共事業による景観の形成は、周辺への波及効果が高いため、進んで良好な景観となるよう努めます。

b) 良好な景観形成を推進する体制づくり

良好な景観形成を総合的に進めていくために、国や府及び近隣市町と連携します。また、計画や事業を行うにあたっては、庁内の関連する部署と十分に調整します。